

相談事例(8)

被害が続くサクラサイト(人気アイドルを装い…)

相談内容

ある日、携帯電話に「人気アイドルが悩んでいるので相談にのってあげて欲しい。」というメールが届いた。心配だったので、指示通り有料サイトに登録し、メールのやり取りを繰り返したところ、1週間で約40万円を使ってしまった。どうやら自分はだまされていると気づいたが、どうすればよいのか。(40歳代・女性)

◆相談内容の詳細

ある日、携帯電話に「あなたの事をある方から紹介されました。人気アイドルグループ『嵐』の大野君が悩んでいるので、相談にのってあげて欲しい」とのメールが届いた。内容が気になったので、教えられたアドレスにメールを送った。今までどんな携帯サイトも利用したことがなかったが、指示通りに携帯サイトに登録をし、悩みを聞いてあげた。そのサイト内でのメールのやりとりには、お金がかかることがわかったが、「大野君の相談にのってあげなくては！」という思いが募り、メールを続けた。支払いはクレジットカードで払っていたが、限度額を超えてしまったので、キャッシングをして電子マネーで支払いを続けた。

1日に数えられないくらいのメールのやりとりをし、メールを始めて1週間ほどで40万円くらい使ってしまった。メールでのやりとりの中で「謝礼をあげるから、振込先の口座番号を教えてほしい」と言われたが、いつも当日になると、いろいろな理由をつけてお金が振り込まれることはなかった。

ある時、職場の上司が相談者に「様子がおかしい。だまされている。」と言い、相談先として日本消費者協会を紹介してくれた。今では自分はだまされたのだと思っている。使ったお金を返してほしい。

◆対応

まず、アイドルが本当にメールをしたのかを所属事務所を調べ、そこに問い合わせました。所属事務所では、「アイドルの大野は悩み相談はしていない。このような相談が多いので、ファンクラブのブログに警告を出している。書面が来た人には、電話や書面を出して、被害者として警察に届けるように伝えている」「担当者名と電話番号は公表してよい」ということでした。

アイドルの「大野」と名乗っているのはいわゆる「サクラ」だったのです。その上で相談者から決済に使ったカード会社を聞き取り、「『サクラサイト』でだまされて決済したものである。全額返金してほしい」旨の書面を送付してもらいました。メールのやりとりと電子マネー決済をした記録があるかも確認しました。メールの記録は全部ではありませんでしたが一部残っており、電子マネーについては控えが全部残っていました。使ったサイト名はわかりませんでした。決済代行会社（以下G社）のメールアドレスがわかりました。

そこで、G社に「いわゆる『サクラサイト』でだまされて高額な料金を支払ってしまった。全額返金してほしい」と申し出ました。メールのコピーと電子マネーの送信控えを送ってほしいというので、相談者から直接G社に送りました。当初使っていたサイト名は変わっていましたが、アドレスから推測し、利用したサイトが判明しました。

クレジットカード決済分（25万円）についてはチャージバックするということで全額返金が確定しました。電子マネー決済については、利用控えを元にサイトが判明した結果、未利用分があることがわかりました。しかし、この電子マネーで決済できるのは、ゲームや占い等の利用に限定されるため、相談者は電子マネーの未利用分は廃棄する、もう使いたくない、ということでした。

G社からは、カード決済分と未利用分をのぞいた電子マネー決済分を併せて、相談者の銀行口座に返金されることになりました。

◆早期解決ができたのは・・・

早期解決ができたのは、

- ①相談者が上司の助言を受けて、利用を開始して1週間で当協会に相談したこと
- ②一部だがメールのやりとりの記録が残っていたこと
- ③電子マネー決済の控えを持っていたこと

が大きな要因と考えられます。

安易な誘いやお金に惑わされるのは危険です。

早めに第三者に相談することで被害が防げます。